

軽自動車税（種別割）減免制度の案内

税務課 ☎823-9204
FAX 823-9627

町では①から③の軽自動車などに該当する場合、軽自動車税（種別割）の減免を行う制度を設けています。

該当する場合は、令和2年度軽自動車税の納税通知書発送以降（5月発送予定）、納期限7日前までに、申請に必要なものを持参のうえ、税務課（役場1階）で申請をしてください。

また、前年度に減免を受けている人には、4月に継続についての案内文を送付します。

①障がいのある人が所有する軽自動車など

対象◆障がい（下表を参照）のある人本人が所有者であるもの
※身体障がい者などで年齢18歳未満、または知的・精神障がい者の人は、生計を一にする者が所有し、運転する場合も対象となります。

申請に必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
 - ・印鑑（納税義務者のもの）
 - ・身体障害者等手帳
 - ・自動車検査証の写し（原動機付自転車の場合は必要ありません）
 - ・運転免許証の写し（運転者のもの）
 - ・マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか（コピー可）で納税義務者のマイナンバーの確認ができるもの
- ※減免は自動車税、軽自動車税を通じて1台に限ります。

②構造がもっぱら身体に障がいのある人の利用に使われる軽自動車など

対象◆車椅子に乗ったままの状態で使用使用する昇降装置もしくは固定装置を装着するなど特別の仕様により製造されたもの、または構造変更が加えられ、自動車検査証などでその確認が

できるもの

申請に必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
- ・印鑑（納税義務者のもの）
- ・自動車検査証の写し
- ・車両の車両番号・構造の分かる写真（自動車検査証により構造変更が確認できない場合）

【個人の場合】

- ・マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか（コピー可）で納税義務者のマイナンバーが確認できるもの
- ・運転免許証など納税義務者の身元が確認できるもの

③公益のため直接専用するものと認められる軽自動車など

対象◆社会福祉法に規定する特定の社会福祉法人などが納税義務者で、かつ、使用する軽自動車などで、当該事業の用に直接供するもの、または入所者・通所者の送迎、入所者・通所者に対する供給物品の輸送などの用途に使用する割合が全用途に対して50パーセント以上のもの

申請に必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
- ・使用目的別走行距離表（役場に備え付けてあります）
- ・印鑑（納税義務者のもの）
- ・自動車検査証の写し
- ・定款の写し

（注）減免申請書は役場に備え付けてあります。納税義務者のマイナンバーまたは法人番号の記載が必要です。

対象となる障害者などの障害の程度

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視 覚 障 害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴 覚 障 害		2級および3級	
平 衡 機 能 障 害		3級および5級	
音 声 機 能 障 害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上 肢 不 自 由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下 肢 不 自 由		1級から6級までの各級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第3項症までの各項症）
体 幹 不 自 由		1級から3級までの各級および5級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第4項症までの各項症）
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級 （1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1級から6級までの各級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く））	
心 臓 機 能 障 害		1級、3級および4級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級および3級）	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝 臓 機 能 障 害		1級から4級までの各級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第3項症までの各項症
療育手帳…障害の程度の表示が㊦およびAであるもの		精神障害者保健福祉手帳…障害等級が1級であるもの	

※表中の同一生計者…当該障がいのある人と生計を一にする者のこと